

## 4 抽 選

### (1) 抽選と優遇制度について

申込者多数の場合は、申込者に抽選番号を交付して抽選で入居者を決定します。

抽選番号交付の際に、「申込年数による優遇」と「世帯状況による優遇」により、通常1個の抽選番号を複数個増やして交付する優遇制度を設けています。

※ 優遇制度が適用されるのは定期募集のみです。短期募集は対象外となります。

#### ① 連続申込年数による優遇

- 各年度の定期募集のうち、いずれかの募集に毎年度連続して1回以上申込みされている方は、抽選番号が加算されます。
- 「年度」とは、4月から翌年3月までの1年間のことです。
- 毎年度、申込みを続けると、その連続した年数に応じて抽選番号の個数が増えていきます。初年度に1個交付され、2年目から1個ずつ増えます。さらに、6年目からは2個ずつ、10年目以降は3個ずつ増え、最高で22個まで増えます（12年目以上の方は、上限の22個となります）。
- 連続申込年数は、年度を単位に計算しますので申込回数とは一致しません。

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
個数	1個	2個	3個	4個	5個	7個	9個	11個	13個	16個	19個	22個

(注) 次の(ア)～(工)の場合、連続申込年数の加算は消滅して1年目（1個）に戻ります。

(ア) 申込者を変更した場合

ただし、申込者が死亡した場合は、届出により戸籍上の配偶者のみ連続申込年数の継続が可能です。また、申込者の氏名が変更となった場合も届出により連続申込年数の継続が可能です。届出の詳細は公社募集担当係（電話011-205-3071）にお問い合わせください。

(イ) 年度内の募集で1回も申込みされなかった場合

公開抽選会前に辞退した場合も申込みがなかったものとみなします。

(ウ) 当選または繰上当選した後に入居を辞退した場合

「辞退」には、当選後に連絡が取れず当選無効となった場合も含まれます。

(工) 当選または繰上当選した後に申込資格のないことが判明した場合

#### ② 世帯状況による優遇

申込書に氏名・生年月日・続柄・障害等級・その他の世帯状況を記入して申込みされると、連続申込年数による優遇のほか、世帯状況に応じて抽選番号の個数を加算します。

なお、複数項目に当てはまる場合は、個数の多い項目のみ採用します（13ページ）。

## ＜世帯状況による抽選番号個数表＞

項目	世帯状況	個数
特別障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方又はこれらに準ずる方（※） ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方又はこれに準ずる方 ・療育手帳A判定又はこれに準ずる方（※） ・戦傷病者手帳の特別項症から第3項症の方 ・原子爆弾による被爆者の方	3個
障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯（上記「特別障がい者世帯」に該当する者を除く。） ・身体障害者手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方（※） ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ・療育手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方（※） ・戦傷病者手帳の交付を受けている方	2個
小学校卒業前の子 どもがいる世帯	平成25年（2013年）4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯	
ひとり親世帯	入居申込者と20歳未満の子のみで入居しようとする世帯	
多子世帯	入居しようとする方の中に、18歳未満の児童が3人以上いる世帯	
大家族世帯	入居しようとする方が5人以上いる世帯。 ただし、60歳以上の方又は16歳以上の子がいる場合は、4人以上いる世帯	
若年夫婦世帯	入居しようとする者及び同居しようとする者が夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）のみであり、入居の申し込みをする日における夫婦の年齢の合計が70歳以下である世帯	1個
60歳以上世帯	次のいずれかに該当する世帯 ・入居しようとする方全員が60歳以上である世帯 ・60歳以上の方と、①その方の配偶者（内縁又は婚約者含む）、 ②18歳未満の児童、③障がい者に当てはまる方のみで入居しようとする世帯	
低所得者世帯	世帯の月額所得額が54,000円以下の世帯	
生活保護世帯	入居しようとする方全員が、生活保護を受給している世帯	
中国残留邦人世帯	入居しようとする方全員が中国残留邦人等支援給付を受給している世帯	
海外からの引揚者 世帯	入居しようとする方の中に、海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯	
ハンセン病療養所 入居者世帯	入居しようとする方の中に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	
犯罪被害者世帯	入居しようとする方の中に、次の犯罪被害者がいる世帯 ・犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少した者 ・現に入居する住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住することが困難となった者	
DV被害者世帯	入居しようとする方の中に、配偶者（生活の根拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方のいる世帯 ・一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方 ・裁判所に申立てをし、保護命令が発令された日から5年を経過していない方 ・母子生活支援施設における保護が終了した日から5年を経過していない方 ・婦人相談所等による配偶者からの暴力に被害を受けている旨の証明書が発行されている方	
鉱物性じん肺者 世帯	入居しようとする方の中に、鉱物性粉じんにより、じん・けい肺になった方がいる世帯	
長期結核療養者 世帯	入居しようとする方の中に、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の方がいる世帯	
東日本大震災 被災者世帯	入居しようとする方の中に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）に基づく支援対象避難者で、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」の交付を受けられる方がいる世帯	
北海道胆振東部 地震被災者世帯	北海道胆振東部地震により居住家屋が被災し、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と認定された世帯	

※ 手帳の交付を受けていない場合は、各区役所で発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる方が対象です。

## (2) 抽選票の発送について

申込みの受付後、公開抽選会の1週間くらい前に抽選票（はがき）を郵送します。抽選票は、抽選番号や公開抽選会の日程をお知らせするものです。抽選番号は、「申込年数による優遇」と「世帯状況による優遇」（12・13 ページ）により増えた個数分の抽選番号を印刷して郵送します。

また、抽選番号の指定はできません。

### <抽選票の見方（はがき裏面）>

令和7年度 OO募集抽選票						
<申込者 △△ △△ (○年目)様>					申込番号 ××××	
抽選番号を以下のとおり交付します。（当選者には、抽選日より1週間以内に文書でお知らせいたします。）						
抽 選 番 号	年数分	21	22			
	世帯分	23	24	25		
※本票は申込の控え、および年数照会用として保管してください。なお、今回の内容に相違がある場合は、抽選票到着後抽選日の前営業日までに（一財）札幌市住宅管理公社募集担当係（電話 011-205-3071）までお知らせください。 【受付番号 □□□□□】						

※ この抽選票は、連続申込年数が2年目で、入居する方の中に身体障害者手帳1級の方がいるひとり親世帯の例です。

この場合、世帯状況による優遇は「特別障がい者（3個）」と「ひとり親世帯（2個）」に該当しますが、**複数項目に当てはまる場合は、個数の多い項目のみ採用**しますので、連続申込年数による優遇（年数分）2個と世帯状況による優遇（世帯分）3個の合計5個の抽選番号が交付されます。

## (3) 抽選方法について

定期募集の抽選は、抽選番号をコンピューターに入力して、公開抽選会の来場者代表（2名）に抽選ボタンを押していただき当選番号を決定します。1つの住宅につき1回抽選を行いません。当選者は1名です。

<例>札幌花子さんが申込みをした住宅は、花子さんの他に4名の申込みがあり、次ページのとおり14個の抽選番号が交付されていました。花子さんは、①～⑭番のうち、①・②番の2個が交付されました。

札幌花子さん 申込年数1個 世帯状況1個	Aさん 申込年数2個 世帯状況1個	Bさん 申込年数3個 世帯状況2個	Cさん 申込年数1個	Dさん 申込年数1個 世帯状況2個
①・②	③・④・⑤	⑥・⑦・⑧ ⑨・⑩	⑪	⑫・⑬・⑭



交付した抽選番号をコンピューターに入力して抽選します。
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭



抽選で②番が出ました。
-------------



②番が交付されている札幌花子さんが当選となります。
---------------------------

### ※ 新設団地の抽選

新設団地は、1つの団地内の同タイプ(型式)をまとめて募集するので、当選順番に従い、最低階の部屋番号の若い方から自動的に部屋割りをします(部屋の指定はできません)。

## (4) 補欠登録

補欠の方を自動的に登録します。

### 【補欠の登録方法】

補欠登録1番 = 抽選で当選した方の次の番号をお持ちの方

補欠登録2番 = 抽選で当選した方の次の番号の、さらに次の番号をお持ちの方  
以下、同様に全員を補欠登録します。

### ※ 新設団地(同タイプ型式)の場合

補欠登録1番 = 抽選で1番目に当選した方の次の番号をお持ちの方

補欠登録2番 = 抽選で2番目に当選した方の次の番号をお持ちの方

補欠登録3番 = 抽選で3番目に当選した方の次の番号をお持ちの方

.....の順に全員登録します。

※ 当選者が辞退または資格審査により失格となった場合は、同じ住宅に申込みされた方のうち、補欠登録1番の方から順に繰上当選となります。

なお、繰上当選の効力は、当選者の辞退等がなく繰上げできないときは失効します。

また、次回募集までに繰上げ当選の通知がない場合も効力が失効しますので、次回の募集にお申込みください。

## (5) 抽選結果の確認方法

- ① 公開抽選会の会場と公社に抽選結果を掲示します(公開抽選会の会場は、抽選終了次第閉場し、その後は公社に抽選結果を掲示します)。
- ② 一部新聞で公開抽選会の翌日の朝刊に当選番号を掲載します(定期募集のみ)。
- ③ 公開抽選会の翌日から、公社ホームページ(<https://s-j-k.or.jp/>)に抽選結果を掲載します。
- ④ 当選者には、公開抽選会から1週間以内に当選通知を郵送します。  
なお、落選者への通知は行いません。